

令和7年度 第3回松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会

日時 令和8年2月4日(水) 午後1時30分
会場 松本市立博物館1階講堂

次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 副会長あいさつ
- 4 会議事項
 - (1) 移行検討協議会委員役員の選出について
 - (2) 部活動の地域展開による生徒の動向に関するアンケート調査結果について(速報)
 - (3) 課題管理表の対応報告
 - (4) 地域移行マネジメント支援の業務報告について
 - (5) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに基づく取組みの方向性について
 - (6) 令和8年度松本市立学校体育施設の開放に係る運用方法について
 - (7) 令和7年度ICTを活用した地域クラブ活動(オンラインクラブ活動)トライアル事業の結果について
- 5 その他
- 6 閉会

令和7年度 部活動地域移行プロジェクト 体制表

●部活動地域移行検討協議会 10名(年4回開催)

役職	職名	氏名
会長		
副会長	市スポーツ協会事務局長	横内 俊哉
委員	中学校長会代表(梓川中学校長)	中川 満英
	中学校長会代表(信明中学校長)	丸山 剛生
	P T A連合会副会長	大久保 秀樹
	P T A連合会副会長	池田 紫乃
	(株)松本山雅	柄澤 深
	芸術文化振興財団理事長	青山 織人
	松本市公民館長会(鎌田地区公民館長)	小嶋 和好
	長野大学社会福祉学部 准教授	高山 智史
	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科 専任講師	本間 崇教

●部活動地域移行検討協議会参加メンバー 19名

役職	職名	氏名
オブザーバー	信州大学教職支援センター准教授、松本市教育顧問	荒井 英治郎
会員	教育長	曾根原 好彦
	教育次長	赤羽 志穂
	教育監	山名 博夫
	教育政策課長	小西 えみ
	学校教育課長	内山 真由美
	生涯学習課長	廣田 圭男
	文化観光部長	小口 一夫
	文化振興課長	清澤 明子
	スポーツ部長	遠藤 隆政
	スポーツ事業推進課長	百瀬 博明
	スポーツ施設整備課長	輪湖 稔
	住民自治局長	齋 国人
事務局	地域づくりセンター長	二木 玲子
	市総括コーディネーター	幅 誠一郎
	指導主事	有賀 浩之
	課長補佐	降旗 基
	主査	竹内 賢
	主任	伊藤 貴浩

●協議会ワーキングメンバー 16名

所属課	職名	氏名
学校教育課	課長補佐	横山 盛雄
	課長補佐	堀金 孝志
	主事	篠田 大希
学校支援室	市総括コーディネーター	幅 誠一郎
	指導主事	有賀 浩之
生涯学習課	係長	上嶋 秀俊
	主事	寺社下 奈央
文化振興課	課長補佐	百瀬 学
	事務員	長坂 優衣
スポーツ事業推進課	係長	齋藤 康治
	主事	中島 涼奈
スポーツ施設整備課	課長補佐	内山 博司
	主査	左治木 佳奈子
事務局	課長補佐	降旗 基
	主査	竹内 賢
	主任	伊藤 貴浩

移行検討協議会委員役員の選出について

1 趣旨

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員として、新たに2名の委員を委嘱したことについて報告するとともに、新会長の互選をお願いするものです。

2 辞職した委員

- (1) 辞職日 令和6年 3月31日 長沼 豊(元日本部活動学会副会長、元大日向中学校長)
- (2) 辞職日 令和7年12月25日 新井 喜代加(松本大学大学院健康科学研究科 准教授)

3 新たに委嘱した委員

- (1) 委嘱日 令和8年 2月 4日 高山 智史(長野大学社会福祉学部 准教授)
- (2) 委嘱日 令和8年 2月 4日 本間 崇教(松本大学人間健康学部スポーツ健康学科
専任講師)

4 任期

地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。

5 委員名簿

別添のとおり

6 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱(抜粋)
(組織)

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会 委員名簿

1 委員

(1) 人数 10人以内

(2) 構成

役職	所属等	氏名
会長		
副会長	市スポーツ協会事務局長	横内 俊哉
委員	中学校長会代表（梓川中学校長）	中川 満英
	中学校長会代表（信明中学校長）	丸山 剛生
	P T A連合会副会長	大久保 秀樹
	P T A連合会副会長	池田 紫乃
	(株)松本山雅	柄澤 深
	芸術文化振興財団理事長	青山 織人
	松本市公民館長会（鎌田地区公民館長）	小嶋 和好
新委員 R8.2.4～	長野大学社会福祉学部 准教授	高山 智史
	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科 専任講師	本間 崇教

松本市教育委員会告示第7号

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月23日

松本市教育委員会

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するため、松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に関すること。
- (2) 移行に係る市の基本方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。

(会議)

第5条 検討協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 検討協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明

又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討協議会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

部活動の地域展開による生徒の動向に関する
アンケート調査の結果（速報値）

松本市教育委員会
学校教育課

1 目的

部活動の地域クラブ活動への展開（以下、「地域展開」）が進められる中、スポーツや文化活動を「やってみたい」と考えている子どもたちが休日にどこで活動しているのか、その動向を把握するとともに、休日の部活動がどの程度地域展開されているかを確認し、新たな地域クラブの設立・運営を含む環境づくりに活かすことを目的とした。

2 方法

(1) 調査時期

本調査は、令和 7（2025）年 12 月 5 日から 12 月 24 日までの期間で実施した。

(2) 調査対象者および分析対象者

調査対象者は、松本市立及び組合立の中学校 1・2 年生。調査対象者および調査対象者のうち記入漏れや記入ミスがあったものを除く分析対象者を表 1 に示した。

表 1 調査対象者および分析対象者

	調査対象者 (名)	分析対象者 (名)	回答率 (%)
中学 1 年生	1,811	1,246	68.8
中学 2 年生	1,911	1,140	59.7
合 計	3,722	2,404	64.6

(3) 回答方法

質問紙への回答はオンライン上、各自端末で行われた。

(4) 留意事項

- ①調査結果は小数点第 1 位までの表記となり、合計は必ずしも 100%ではない。
- ②調査項目は、見やすさの観点から簡略化して表記している箇所がある。
- ③項目の上位を表示する場合、4 件法の場合は、項目文を肯定する回答の割合の和の上位を記している。たとえば、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合の和を上位としている。

中学1・2年生を対象とした調査の結果

I 学校部活動の加入状況について

問1 令和7年6月1日時点、あなたは学校の部活動に所属していましたか？

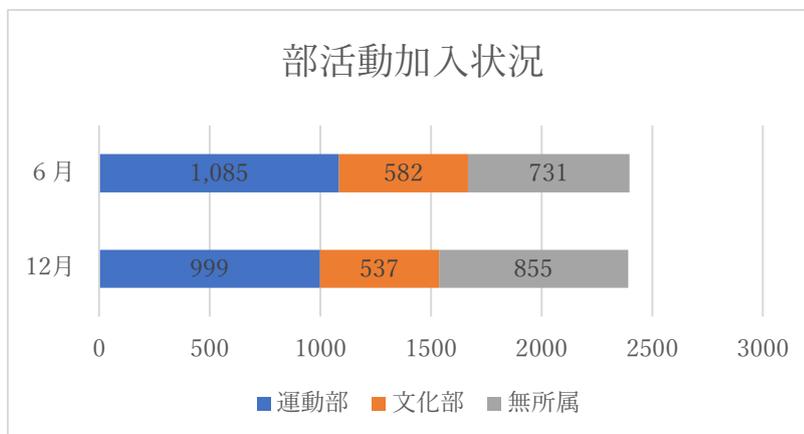
回答数 2,398 (未回答 6)

R7.6.1	n	%
「運動部」に所属していた	1,085	45.2%
「文化部」に所属していた	582	24.3%
どこにも所属していなかった	731	30.5%
計	2,398	100%

問6 令和7年12月1日時点、あなたは学校の部活動に所属していますか？

回答数 2,391 (未回答 13)

R7.12.1	n	%
「運動部」に所属している	999	41.7%
「文化部」に所属している	537	22.5%
どこにも所属していない	855	35.8%
計	2,391	100%



II 加入部活動の種目

問2 その時(6月)に所属していた部活動は、どのような種目ですか？

回答者は 1,662 (未回答 4)

バスケット	ソフトテニス	卓球	バレーボール	陸上競技	サッカー	軟式野球	剣道	バドミントン	合計
203	200	188	181	115	92	57	27	18	1,081

美術	吹奏楽	合唱	技術・科学	家庭科	演劇	合計
256	232	39	30	18	6	581

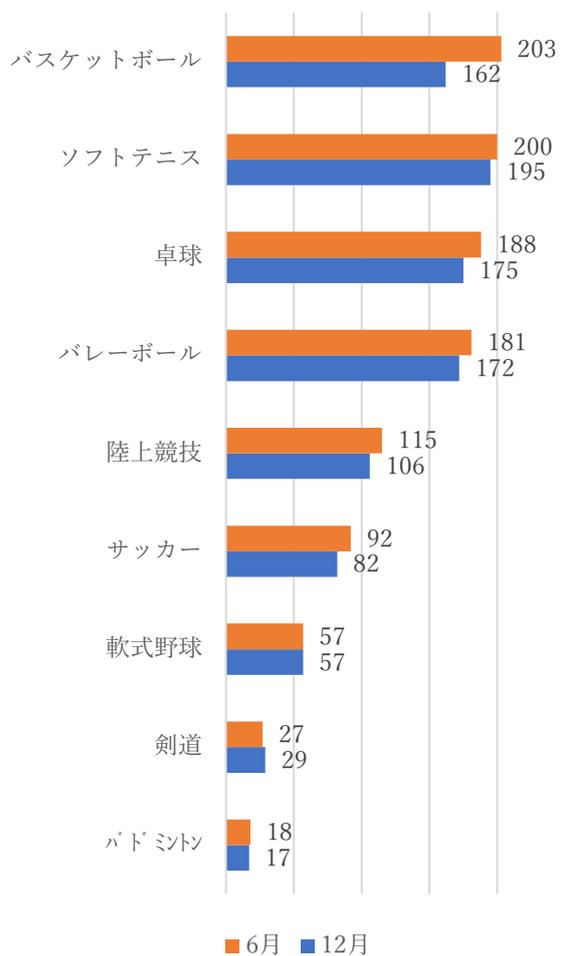
問7 現在(12月)、所属している部活動は、どのような種目ですか？

回答者は 1,529

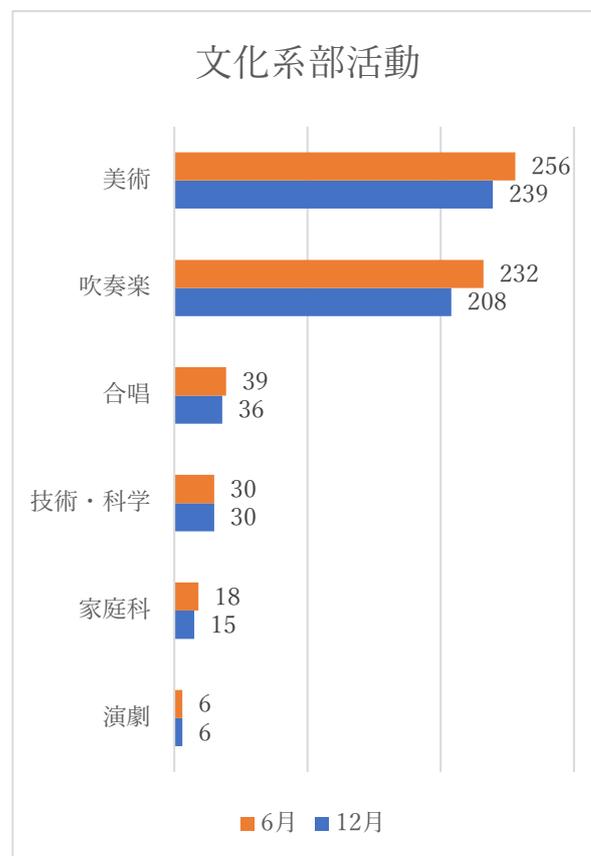
バスケット	ソフトテニス	卓球	バレーボール	陸上競技	サッカー	軟式野球	剣道	バドミントン	合計
162	195	175	172	106	82	57	29	17	995

美術	吹奏楽	合唱	技術・科学	家庭科	演劇	合計
239	208	36	30	15	6	534

運動系部活動



文化系部活動



Ⅲ 休日部活動の状況

問3 その時(6月)、休日(土・日・祝日)に部活動をすることができましたか？

回答数 1,658 (未回答 9)

運動系	n	%
活動があった	971	90.1%
活動はなかった	107	9.9%
計	1,078	100%

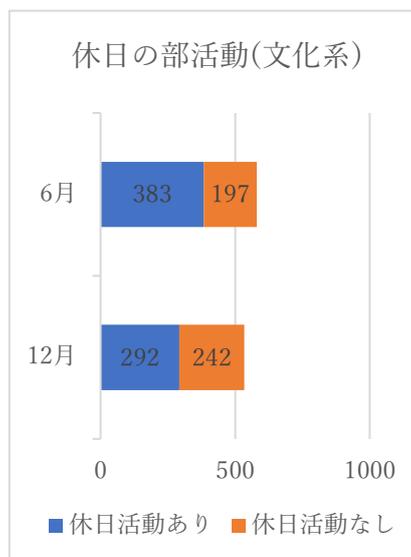
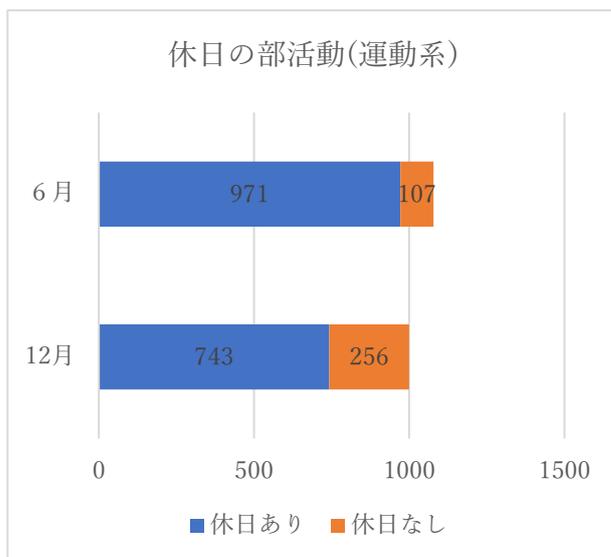
文化系	n	%
活動があった	383	66.0%
活動はなかった	197	34.0%
計	580	100%

問8 現在(12月)、休日(土・日・祝日)に部活動をすることができますか？

回答数 1,536 (未回答 1)

運動系	n	%
活動はある	743	74.4%
活動はない	256	25.6%
計	999	100%

文化系	n	%
活動はある	292	54.7%
活動はない	242	45.3%
計	534	100%



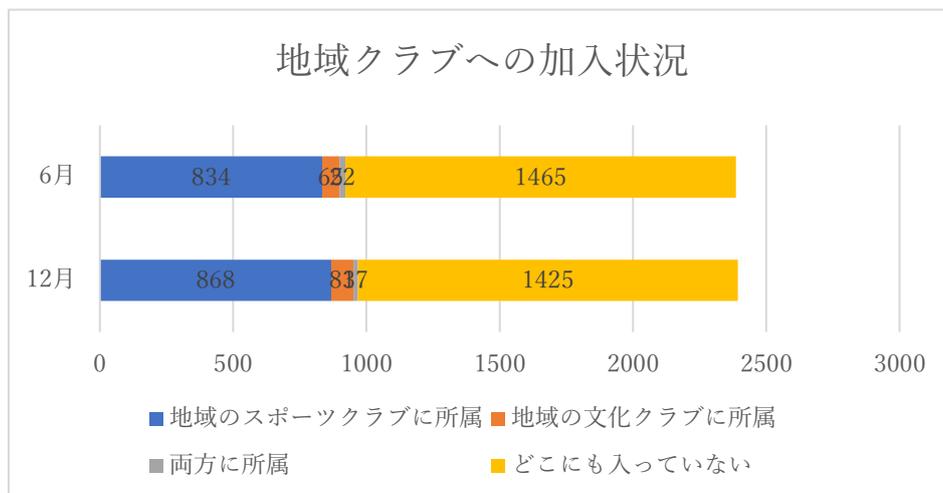
IV 地域クラブへの加入状況について

問4 令和7年6月1日時点、あなたは地域のクラブに所属していましたか？

R7. 6. 1	n	%
「地域のスポーツクラブ」に所属していた	834	35.0%
「地域の文化クラブ」に所属していた	65	2.7%
両方に所属していた	22	0.9%
どこにも所属していなかった	1,465	61.4%
計	2,386	100%

問9 令和7年12月1日時点、あなたは地域のクラブに所属していますか？(複数回答)

R7. 12. 1	n	%
「地域のスポーツクラブ」に所属している	868	36.3%
「地域の文化クラブ」に所属している	83	3.5%
両方に所属している	17	0.7%
どこにも所属していない	1,425	59.5%
計	2,393	100%



V 加入クラブの種目

問5 その時に所属していたクラブはどのような種目ですか？(複数回答)

[地域のスポーツクラブ]

サッカー	バスケット	卓球	硬式野球	陸上競技	バレーボール	軟式野球	水泳	バドミントン	ダンス
183	127	98	55	53	49	45	44	40	37

空手	ソフトテニス	剣道	新体操	硬式テニス	ラグビー	柔道	スキー	体操競技	ドッチボール
29	25	20	10	9	7	4	3	2	2

クライミング	相撲	登山	チアリーディング	トランポリン	ボクシング	バトントワリング	合気道	自転車
1	1	1	1	1	1	1	1	1

[地域の文化クラブ]

その他の音楽	書道	マーチング	合唱	技術・ロボット	和太鼓	そろばん	バレエ	美術	外国語	演劇
14	11	9	8	4	4	3	3	3	3	2

吹奏楽	茶道	オーケストラ	コンピュータ	ピアノ	ジュニアリーダー	生け花	家庭科
2	1	1	1	1	1	1	1

問10 現在、所属している地域のクラブはどのような種目ですか？(複数回答)

[地域のスポーツクラブ]

サッカー	バスケット	卓球	硬式野球	陸上競技	バレーボール	軟式野球	水泳	バドミントン	ダンス
193	127	105	51	58	47	51	36	40	34

空手	ソフトテニス	剣道	新体操	硬式テニス	ラグビー	柔道	スキー	体操競技	ドッチボール
26	39	22	9	9	6	3	3	2	2

相撲	登山	チアリーディング	トランポリン	ボクシング	バトントワリング	合気道	自転車	その他
1	1	1	1	1	1	1	1	2

[地域の文化クラブ]

その他の音楽	書道	マーチング	合唱	技術・ロボット	和太鼓	そろばん	バレエ	美術	外国語	演劇
15	11	9	8	4	4	1	3	3	4	2

吹奏楽	オーケストラ	コンピュータ	家庭科	eスポーツ
21	2	1	1	1

地域クラブ加入状況(スポーツ)



地域クラブ加入状況(文化系)



VI 休日・平日の地域クラブの活動

問 11 現在(12月)、休日(土・日・祝日)に地域クラブの活動はありますか？

回答数 953 (未回答 15)

運動系	n	%
活動はある	778	89.3%
活動はない	93	10.7%
計	871	100%

文化系	n	%
活動はある	65	79.3%
活動はない	17	20.7%
計	82	100%

運動系+文化系	n	%
活動はある	843	88.5%
活動はない	110	11.5%
計	953	100%

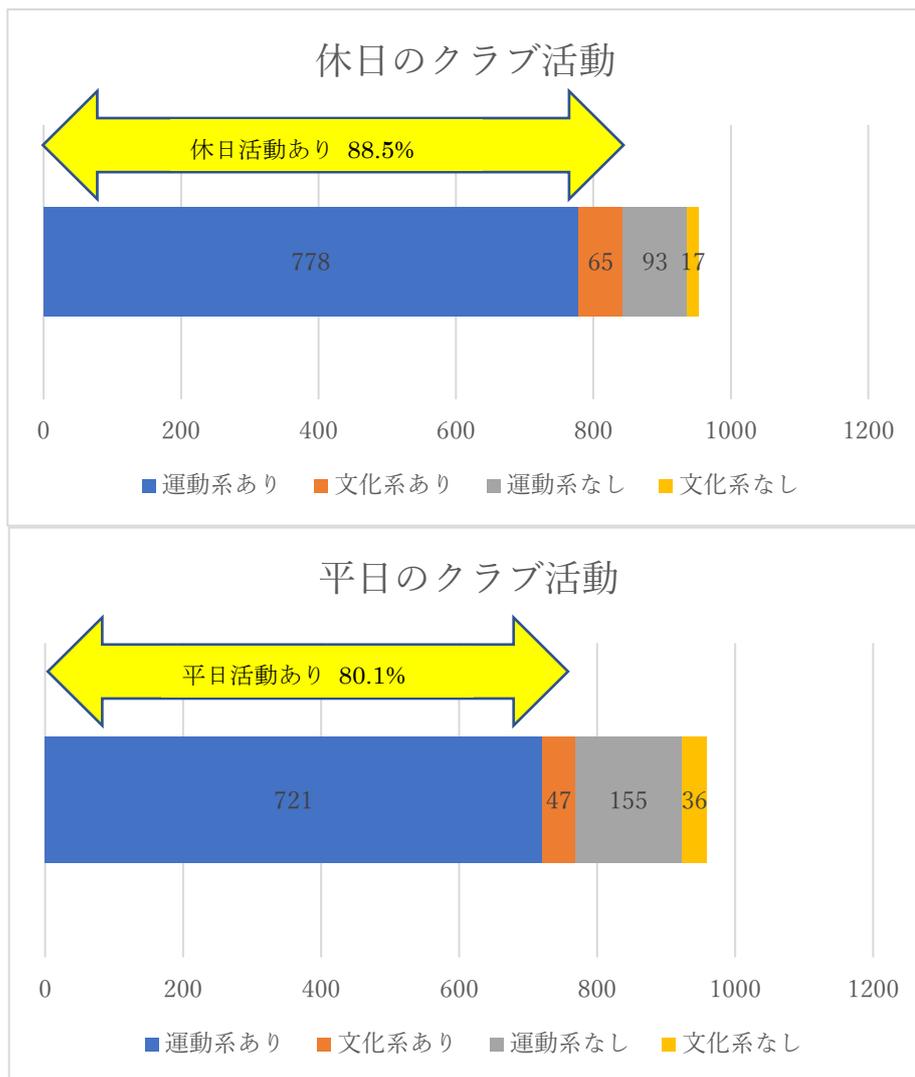
問 12 現在(12月)、平日(月～金の学校がある日)に地域クラブの活動はありますか？

回答数 959 (未回答 9)

運動系	n	%
活動はある	721	82.3%
活動はない	155	17.7%
計	876	100%

文化系	n	%
活動はある	47	56.6%
活動はない	36	43.4%
計	83	100%

運動系+文化系	n	%
活動はある	768	80.1%
活動はない	191	19.9%
計	959	100%



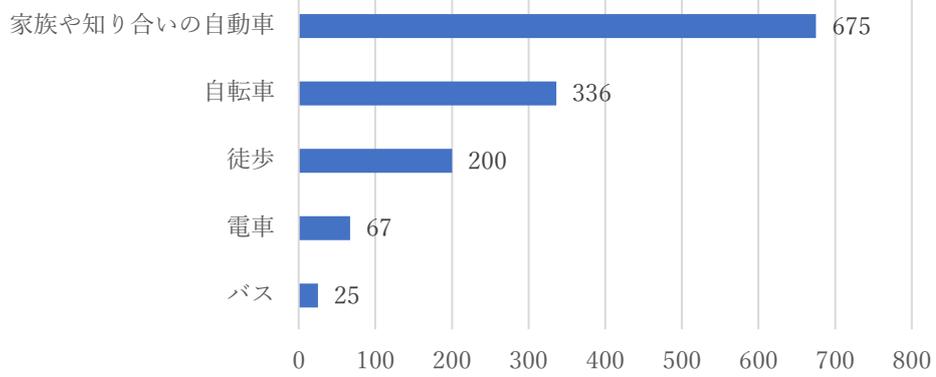
VII 地域クラブへの移動方法

問 13 「地域のスポーツクラブ」や「地域の文化クラブ」への移動方法を教えてください。(複数回答可)

回答数 913

	n	%
家族や知り合いの自動車	675	73.9%
自転車	336	36.8%
徒歩	200	21.9%
電車	67	7.3%
バス	25	2.7%

移動方法（複数回答）



令和7年度 部活動の地域クラブ活動への移行に係る課題への対応状況（課題管理表）

2025/10/10

No.	分類	内容	課題提起			対応者	期限	対応	対応完了日
			学	保	関				
1	市としての理念	松本市としてのビジョンを（しかるべき人から）示してほしい。休日部活動の移行という観点からだけでなく、松本市として、スポーツや文化の活動をどのように捉えているか示してほしい。この長期展望からR5（R6も）の地域クラブ活動の目指す姿（当面の完成形）を示してほしい。	○		○	学校教育課 スポーツ事業推進課 文化振興課 教育政策課	2023/10/1 ↓ 2024/3/31 ↓ 2024/4/9 ↓ 2024/9/25 ↓ 2024/10/4 ↓ 2024/11/30 ↓ 2025/2/7,12 ↓ 2025/2/28 ↓ 2025/6/13 ↓ 2025/9/17 ↓ 2025/12/19	<2023/10> 国のガイドラインにおいても、各自治体における推進計画の策定が示されているため、今年度を目途に推進計画を策定し、目指す姿の周知を図ります。 <2024/2> 推進計画を2月に策定し、概要版も作成しました。 <2024/4> 小中学校の児童生徒、保護者に対して地域移行のリーフレットを作成し校務支援ツールから配信しました。 <2024/9> ・9月からまつチャレ通信を定期発行し、校務支援システム（C4th home&school）で配信しました。 ・9/25の市長定例記者会見で、松本市における今後の移行方針等を説明しました。 <2024/10> 市の公式Youtubeチャンネルにて、部活動の地域移行の内容を配信しました。 <2024/11> 市長と市民が懇談する多事争論会において、部活動の地域移行について、移行スケジュールや支援策などを説明しました。 <2025/2> ・市の公式Youtubeチャンネルにて、部活動の地域移行について市長との対談動画を2本配信しました。 ・広報まつもと3月号の巻頭特集で部活動の地域移行に関する記事を掲載しました。 <2025/6> ・FM長野の朝の情報番組で、松本市の部活動地域移行の状況についてインタビュー番組が放送されました。 <2025/9/17> ・市長定例記者会見にて、地域展開に向けた松本市の取組とまつチャレフェスタ！2025の開催について配信しました。 <2025/12/19> ・総合教育会議にて、松本市における部活動地域移行の現状と方向性について、教育委員と意見交換を実施しました。	
2	推進日程	本当に部活動の移行は行われるのか。いつから部活動がなくなる、ということ を明言してほしい。覚悟が決まらない。令和8年度の移行に向けて、令和5年度 は何をするのか。具体的なスケジュールを示してほしい。	○			教育政策課 学校教育課	2023/10/1 ↓ 2024/9/9 ↓ 2025/6/16 ↓ 2026/1/12	<2023/6/15> ・松本市議会6月定例会の一般質問において、令和7年度末までに地域移行を完了する旨答弁 しました。 ・具体的なスケジュールについては、現在作成中の推進計画策定後（2月頃）に提示します。 ・推進計画に、休日部活動は令和7年度までに、平日部活動は令和8年度に移行することを 目指して取組みを進めていくことを明示しました。 <2024/9/9> ・地域移行の情報紙「まつチャレ通信」を刊行し、9月号に各学年に応じた移行スケジュール の表を掲載しました。 <2025/6> ・松本市議会6月定例会の一般質問において、地域移行の完了時期に関する質疑があり、松本 市は計画を変更せず、令和8年度末の完全移行を目指して取組むと答弁しました。 <2026/1/12> ・スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会において、部活動の終わり方について説明する とともに、児童生徒及び保護者に対し、部活動の終了時期の明確化と、受け皿となる地域ク ラブの案内を、学校ごとに一覧で提示することを願いました。	
3	協議会	協議会の議論の様子を定期的に共有してほしい。何が決まって、何が課題点な のかについて、現場レベルでは情報がない。校長会・教頭会等で教えてほし い。	○	○	○	教育政策課 学校支援室 スポーツ事業推進課	2023/6/30 ↓ 2023/10/1 ↓ 移行完了ま で	<2023/6/15> 市ホームページに協議会のページを作成し、会議資料をアップロードしました。 <2023/7/19> 野球合同部活動の状況について校長会に説明しました（オンライン）。 <2023/10/10> 市長記者会見にてモデルケースの進捗状況等について報告しました。 市HP内に部活動地域移行のまとめサイトを作成しました。 <2023/10> 校長会の幹事会及び校長会の中学校部会において、進捗状況を報告しました。 <2023/12> 公民館長会にて、地域移行の概要について説明しました。 <2024/1> 校長会幹事会及び校長会において、進捗状況を報告しました。 <2024/4> 校長会幹事会及び校長会において、今年度の予定を報告しました。 <2024/8> 校長会幹事会及び校長会において、まつチャレ通信の発行、ロゴマークの募集について報告 しました。 <2024/9> 校長会幹事会及び校長会において、アンケートの実施、ICTを利用した地域移行支援アプリの 実証について報告しました。 <2024/12> 校長会幹事会及び校長会において、12月22日に開催する部活動の地域移行説明会の実施につ いて案内しました。 <2025/1> 校長会幹事会及び校長会において、学校解放事業の見直しについて報告しました。 <2025/4> 校長会幹事会及び校長会において、今年度の予定を報告しました。 <2025/8> 校長会幹事会及び校長会において、これからの美術活動に関するアンケート調査の実施につ いて報告しました。 <2025/9> 校長会幹事会及び校長会において、平日の地域クラブ活動参加に伴う自転車の利用について 報告しました。 <2025/10> 校長会幹事会及び校長会において、これからの美術活動に関するアンケート調査結果を報告 するとともに、今後の美術活動を見据え、放課後時間の活用について検討をお願いしまし た。	

令和7年度 部活動の地域クラブ活動への移行に係る課題への対応状況（課題管理表）

2025/10/10

No.	分類	内容	課題提起			対応者	期限	対応	対応完了日
			学	保	関				
4	協議会	どのようなルートで情報は周知され、どこが課題点を検討するのか。どこが何をやるのか、という協議会の持ち方を明らかにしてほしい。	○	○	○	教育政策課	2023/6/30	<2023/8/1> ・関係者会議で各課の課題を協議し、移行検討協議会で承認いただいた後、市ホームページや各種説明会等での周知を行います。	2023/8/1
5	指導者	希望する教員が地域クラブ指導者となり、希望しない教員が関わらないで済む体制をお願いしたい。	○	○		学校教育課	2024/3/31 ↓ 2024/10/9 ↓ 2024/11	<2023/7/28> 学校関係の協議会参加委員から校長会を経由して各校へ周知します。 <2024/1> 校長会において、学校側の地域移行の具体的な進め方について説明し、今後、兼職兼業を希望する教員がどのように関わっていくか提案しました。 <2024/10> 市PTA連合会主催の説明会に出席し、部活動地域移行の説明の中で、原則、兼職兼業届けは希望する教職員のみで、強制されるものではないことを説明しました。 <2024/11> 各学校の吹奏楽部保護者会において、吹奏楽の地域移行の目指す姿等を説明するとともに、現在の顧問に対して、兼職兼業の意思確認をしました。	
6	競技会等の在り方	中体連以外の競技会運営にも教員が関わっていたが、今後、指導を希望しない教員が増えることが予想される。運営スタッフの不足を補充するアルバイト等を募集すれば、結果的に参加費の高騰を招く可能性がある。競技会等の在り方を検討する必要があるのではないか。	○	○		スポーツ事業推進課	2023/12/1 ↓ 2025/6/30	<2023/11> 地域移行プロジェクトチーム会議で、大会の運営体制の在り方等について、各競技団体へ検討をお願いしてまいります。 <2025/6> まつチャレ通信6月号で、中体連の最新情報について、中信中体連理事長のインタビュー記事を掲載しました。	
7	地域クラブ活動の在り方	地域クラブ活動のガバナンスを担保する必要がある。指導者のハラスメント、異なる学校間で集まる生徒間のトラブルについても学校ではなく各地域クラブ活動で対応する必要がある。	○	○		スポーツ事業推進課 学校教育課	2024/12/1 ↓ 2025/2/14 ↓ 2025/9/23	<2023/10> 指導者向けの研修会について、令和6年度の開催を検討しています。 <2024/6> 今年度はプロスポーツクラブのコーチによる指導者研修や教育委員会による教育的意義についての研修を実施する予定です。 <2025/2> 部活動の教育的意義に関する研修や女子生徒への理解と支援等に関する指導者研修を実施しました。 <2025/9> ・9月20日に指導者研修会「スポーツけが予防」を実施しました（信大医学部：師田先生） ・9月23日のまつチャレフェスタ！2025で、地域クラブ運営セミナーを開催し、プラスナイン 榎の宮城氏より、地域クラブの運営リスクについて説明を行いました。	
8	地域クラブ活動の在り方	レクリエーション志向の種目などをはじめ多様な種目を体験できる地域クラブ活動が活発になるよう期待したい。	○	○		教育政策課 スポーツ事業推進課 文化振興課 生涯学習課	2023/12/1 ↓ 2025/2/28 ↓ 2025/3/29 ↓ 2025/9/23	レク志向、競技志向については、各団体の活動方針によりますが、今後地域クラブ団体の一覧表を作成するにあたっては、クラブ団体にヒアリングを行い、表中に掲示できるよう検討します。 <2024/1> 中学生の受入れが可能な団体一覧を作成し、市ホームページに公開するとともに、学校と保護者の連絡ツール（C4th home&School）にて、情報配信を行いました。 <2024/9> 第2回中学校部活動地域移行プロジェクトチーム会議にて、中学生の受入れが可能な団体一覧を、より視覚的に紹介する「団体カタログ（仮）」の作成を提案し、現在募集中です。 <2024/11> 団体カタログのレイアウトや、まつチャレ団体一覧の入力フォームとの統一について、関係課及びスポーツデータバンクと調整しました。 <2025/2> 団体カタログの名称を地域クラブガイドに変更し、第3回中学校部活動地域移行プロジェクトチーム会議にて様式を報告しました。また、未登録の団体にも追加で情報提供いただくよう募集案内を周知しました。 <2025/3/29> アーバンスポーツ体験会を開催し、約70名が参加しました。 <2025/9/23> まつチャレフェスタ！2025を開催し、約800名が参加しました。	
9	指導者の質	教員が大切にしてきた生徒個人の特性等に応じた指導は、これからも重要である。子どもと接する機会の少ない地域クラブ指導者の質を向上するために研修の機会が必要である。市として研修会を確保してほしい。	○	○		スポーツ事業推進課 学校教育課	2024/9/30 ↓ 2025/2/14 ↓ 2025/12	<2023/4/1> ・本年度から、指導者の質・量の確保を目的に、公認スポーツ指導員資格者の取得に係る経費について補助金交付を行っています（令和5年度実績 コーチ1：7名、スタートコーチ：1名） <2024/6> ・また、指導者向けの研修会について、令和6年度の開催を検討しています。 <2024/6> 今年度はプロスポーツクラブのコーチによる指導者研修や教育委員会による教育的意義についての研修を実施する予定です。 <2025/2> 部活動の教育的意義に関する研修やプロスポーツクラブによるコンプライアンス研修等を実施しました。 <2025/12> ・株松本山雅・株NAGANOSPIRITIによる、地域移行派遣コーチングを実施しました。	
10	指導者の量	教員が「休日だけでなく、平日も指導に関わりたくない」という意思を表明する状況が予想される。休日も、まして平日の地域クラブ活動の指導者を確保することは困難である。一方で子どものスポーツや文化の活動の衰退は避けるべき。指導者を安定的に確保できる体制を手当てを含めて検討し、整えてほしい。持続的に関わることでできる指導者を確保するために人材バンク等の検討をお願いしたい。	○	○		教育政策課 スポーツ事業推進課	2024/9/30 ↓ 2025/3 ↓ 2025/6	人材バンクについては、県教委が設置しているケースがほとんどですが、今後も県の動向や他の先進自治体の状況等も参考にしながら、よりよいマッチング方法について研究していきます。 市の職員が、平日の勤務時間内に地域クラブの指導者を希望した場合に、職免の対応が可能か、検討していきます。 <2024/6> 今年度、マネジメント支援業務委託の中で、指導者の人材バンクの仕組みについても検証する予定です。 <2024/9> 9/30にまつチャレサポートデスクを開設し、指導者人材バンク登録を開始しました。 <2025/3> 指導者人材バンクの登録者数は13人です（3/11時点） <2025/6> 指導者人材バンクの登録者数は17人です（6/23時点）	
11	指導者の量	国は教員に支給されてきた教員調整額の見直しを図っているようだが、今後残業代が支払われることで、教員が平日の時間外に部活動指導を担うという方針があるのか。国の動向を教えてください。	○	○		学校教育課	2025/3/31	国の動向を確認し、状況に応じて周知いたします。	

令和7年度 部活動の地域クラブ活動への移行に係る課題への対応状況（課題管理表）

2025/10/10

No.	分類	内容	課題提起			対応者	期限	対応	対応完了日
			学	保	関				
12	会費	地域クラブ活動への移行は、低廉な部費から高い月謝を支払うことへ転換されることが予想され、「やってみよう」活動を行えない生徒が一定数生じることが考えられる。低廉な月謝となるよう補助を検討いただくか、低廉な月謝となる地域クラブ活動を創設してほしい。そうでないと、スポーツや文化活動の衰退を招きかねない。	○			教育政策課 スポーツ事業推進課	2025/3/31 ↓ 2025/7 ↓ 2025/12	地域クラブの会費は可能な限り参加しやすい金額を設定することを推奨します。なお、経済的理由によって参加を諦めることがないよう、市では就学援助対象世帯に必要となる支援を検討します。 <2025/7> スポーツ庁の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（第2回）以降、地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について議論されており、令和7年秋～冬頃、費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめが公表される予定です。 <2025/12> スポーツ庁の参加費の目安によれば、休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとしています。ただし、これはあくまでも目安であり、地域の実情や実施回数、実施体制、競技種目等の特性を踏まえ、月額数百円程度とする場合や月額4,000円程度とする場合など、多様な設定があり得るとしています。	
13	送迎	今まで通学する中学校で練習が行われてきた。地域クラブ活動では活動場所は遠方になる可能性がある。周回バスなどにより、「やってみよう」を続けられるシステムを検討してほしい。			○	公共交通課	2025/3/31 ↓ 2025/5 ↓ 2025/9	・通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。 ・市の公設民営のバス路線等の活用を検討していきます。 <2025/5> ・自転車通学の要件緩和について、一部の学校で先行実施を開始しました。 <2025/9> ・平日の地域展開を見据え、全校に対し自転車通学の要件緩和についての検討を依頼しました。	
14	産学官の連携	体育館や文化施設を有する一般企業や、スポーツ関連企業、あるいは、近隣大学との連携により、地域に根ざすスポーツや文化の活動を醸成してほしい。	○			スポーツ事業推進課	2025/3/31 ↓ 2025/4 ↓ 2025/9/23	<2024/10> 指導者人材バンク登録では、学生も随時募集していますので、今後大学等へ周知していきます。 <2025/4>（情報） 県教育委員会と松本大学スポーツ健康学科の新井ゼミ・本間ゼミが連携し、スポーツの指導者を養成する実証事業として「地域クラブ活動ゼミナール」を始めました。 <2025/9/23> まつチャレフェスタ！2025では、松本大学、松本青年会議所、株式会社アルペン、信州キッズスポーツ協会の協力を得て、イベントを実施しました。	
15	第三者機関	部活動であれば、生徒間のトラブルや顧問の不適切な対応は、学校や教育委員会が指導管理してきた。今後地域クラブ活動を管理し、指導する機関が必要になるのではないかと。		○	○	スポーツ事業推進課 文化振興課 生涯学習課 教育政策課	2025/3/31	適正な地域クラブ活動が実施されるよう、市が適宜、地域クラブの活動状況を把握し必要に応じて助言・指導を行います。 <2024/9> 9月議会の一般質問において、子どもの権利を侵害する事案に対し、権利条例に基づく調査を「こころの鈴」と連携して実施することを答弁しました。 <2024/12> 12月議会の一般質問において、責任の主体は地域クラブが担うこととなるため、市としてはスポーツ安全保険の加入をクラブに対して求めることとし、生徒間で生じたトラブルに関しては、学校や教育委員会が連携して対応することを答弁しました。また事案によっては「こころの鈴」が相談窓口となって、関係機関につなぐ対応を行うことを、改めて説明しました。	
16	保険	地域クラブ活動への加入に際しては、子どもや指導者の怪我や事故への保障をカバーできる学校の共済保険と同等の保険への加入をお願いしたい。	○			学校教育課 スポーツ事業推進課 文化振興課 生涯学習課	2024/9/30	<2023/7/5> ・学校を由来とする地域クラブ活動に対しては、スポーツ安全保険への加入を推奨しています。 <2023/7/5> ・スポーツ安全協会に保険の案内用パンフレットの送付を依頼しました。 <2024/9/30> まつチャレの届出要件に、保険の加入についても明記しました。	
17	施設・用器具	地域クラブ活動が学校施設を借りられないと活動できない。中学生が所属する団体には学校施設の優先利用をお願いしたい。そのための学校開放を検討してほしい。その際、校舎に入らなくてもよい外トイレの充実や、ナイター整備も検討願いたい。また地域施設も同様に検討願いたい。	○			学校教育課施設担当	2025/3/31 ↓ 2026/3/31	学校施設の優先利用を検討します。また、体育館トイレが外部から使用できるよう検討します。ナイター設備は、地域住民との調整や費用も多額にかかるので、整備に時間がかかります。既存の施設の利用をお願いします。 <2025/1/29> 学校体育施設開放事業の見直しについて、学校開放管理指導委員会で報告しました。 <2026/1/30> 学校体育施設開放事業の方針について、学校開放管理指導委員会で報告しました。	
18	施設・用器具	たとえば吹奏楽では、楽器を保管でき、素早く練習を行うことのできる学校の音楽室の利用が期待される。この場合、地域クラブ活動が利用できる学校開放の在り方が求められる。具体的には、地域指導者が利用可能となるよう施設等の在り方を検討する必要がある。			○	学校教育課施設担当	2025/3/31 ↓ 2026/3/31	学校職員以外の人が校舎の中に入れるよう、機械警備の方法を検討します。 <2025/2/28> 梓川中学校体育館で、スマートキーの実証実験を開始しました（施設予約システムとAPI連携してLINE経由でセキュリティーキーを送信し、キーボックスを開錠する仕組み）。 <2026/1> 旭町中学校の音楽室のセキュリティについて、回路の2系統化を実施し、非常階段裏口から音楽室への入退室を可能とする実証事業を行っています。	
19	施設・用器具	平日や休日の学校施設開放に学校が関わらない仕組みを作してほしい。	○	○	○	学校教育課施設担当	2025/3/31	学校施設の管理責任の観点から、全く関わらない仕組みの実現は困難です	
20	施設・用器具	部活動では消耗品や備品として整備され利用できた用器具（デジタルタイマーやボール、楽器など）を地域クラブ活動は利用可能か。利用できる体制が必要だと思われる。	○			学校教育課施設担当	2025/3/31	サッカーゴールやバレーボールの支柱等は従来どおり貸出します。ボール等の消耗品は、クラブで用意していただき、デジタルタイマーや楽器の貸出しは学校と協議していきます。	
21	指導方針	当面、平日と休日とで異なる指導者が指導するため、指導の方向性が異なると混乱する可能性がある。またどちらの団体で大会に出場したらよいかを迷う。	○	○	○	スポーツ事業推進課	2025/3/31	<2023/11> 大会への出場については、所属クラブの選択と同様に、子どもたちの主体的な選択として、自分で判断し決めてもらうものです。	
22	兼職兼業による指導の混乱	兼職兼業が許可された教員が、平日は部活動の野球を指導し、休日は地域クラブ活動のサッカーを指導している。休日に中体連大会と地域クラブ活動の大会とが重なった場合、どちらを優先する必要があるか。本務は学校であることから部活動を優先することは理解しているが、一方で地域クラブ活動の醸成を目指す際には、この問題がクリアにならないと足かせになる。可能であれば、このような問題をクリアするために休日のみならず平日の部活動の廃止を検討してほしい。	○	○	○	学校教育課	2025/3/31	平日の部活動については、大会の出場要件や種目、地域の実情によっても移行状況が異なるため、令和8年度以降、準備が整い次第移行することを目指して取り組みます。	
23	特色ある地域クラブ活動	活動自体を楽しむレクリエーション志向の地域クラブ活動を増やしてほしい。競技志向すぎると入ることにハードルが高くなると思われる。様々な活動を整備してほしい。	○			スポーツ事業推進課 生涯学習課 文化振興課	2025/3/31	レクリエーション志向のものも含め、受け皿となる団体との調整を進めているところです。	

令和7年度 部活動の地域クラブ活動への移行に係る課題への対応状況（課題管理表）

2025/10/10

No.	分類	内容	課題提起			対応者	期限	対応	対応完了日
			学	保	関				
24	地域クラブ活動の在り方	新規に地域クラブ活動の団体を設立したいが、どうしたらよいだろうか。	○	○		スポーツ事業推進課 生涯学習課 文化振興課	2024/9/30	<2023/8/8> ・地域クラブ設立に伴う具体的な要件等について、担当課で詳細を検討しています。 <2023/10/23> 教職員向けの現行部活をクラブ化する場合の流れについて案を作成し、校長会の中学校部会において説明しました。 <2024/6> 松本市地域クラブの要件を本年度定める予定です。策定次第、地域クラブの登録方法を広報等で周知いたします。 <2024/9> 9/30に開設したまつチャレサポートデスクにて、新規クラブ立ち上げのための相談を受け付けます。	
25	部活動の在り方	学校は、今後入学する生徒数を勘案して、部活動の存続や他校への委任指導、合同部活動など、部活動の在り方を検討しはじめてよいか。部活動を廃部とすれば、他の部活動の人数が増える偏りが生まれる可能性もある。同様に他校との調整を図る必要はないか。学校として動きたいが、どのように動いたらよいか教えてほしい。この検討の際、学校間のみならず競技協会、中体連等との連携をお願いしたい。また拠点校部活動についても同時に検討願いたい。	○		○	学校教育課	2023/12/1	<2023/7/5> ・今後の入学者数を長期的に捉えて、部活動数の適正化を図る必要があります。委任指導や合同部活動を許可する校長会が主導することとなります。 ・拠点校部活動はあくまで部活動の枠組みとなるため、本市では実施を検討していません。拠点校を構成したとしても、地域移行を進めるために、その拠点校の地域移行を再度検討する負担が生じます。また拠点校部活動を指導する指導者は、異動が前提となる学校職員であることを考えると、持続的に関わることで指導者を確保できない可能性があります。また指導を希望しない教員が指導を行わざるをえない可能性も払拭できないものと思われます。	2023/7/5
26	県の財源	休日の部活動には、部活動手当が支給されていた。地域移行が進み、顧問が指導しなくなれば、県はこの財源をどのように活用していくのか。この財源が地域クラブ活動への補助となるか。	○		○	教育政策課	2026/3/31	<2023/8/1> ・部活動手当とは関係なく、国として地域クラブ活動への新たな補助制度を検討しているようですが、詳細は未定です。	
27	地域特性	山間地の部活動をどのように移行するのか。山間部の学校の生徒の「やってみよう」を実現するために、送迎の問題を含めて検討してほしい。	○	○	○	教育政策課	2026/3/31	山間地においては、移動に要する時間的なロスが大きいため（特に平日）、ICTを活用したりモートコーチング等も視野に検討していきます。 <2024/6> 本年度、ICTを活用した指導（AIスマートコーチ）について実証を行います。 <2025/10> 本年度、四賀地区でオンラインによる遠隔指導（ダンス）の実証事業を開始する予定です（長野県教育委員会の事業）→現在、調整中 <2025/11> 四賀小学校でオンラインによる遠隔指導（ダンス）の実証事業を開始しました。 <2026/1> 四賀小学校でオンラインによる遠隔指導（ダンス）の実証事業を終了しました。	
28	地域クラブ活動の在り方	様々な事情を抱えた子のフォローなど、学校が関与せずに行える仕組みを構築してほしい。	○			学校支援室 スポーツ事業推進課	2026/3/31	ご指摘のとおり、経済的事情や家庭環境、特別な支援が必要な子どもたちが活動に参加できる仕組みを整えることは非常に重要だと考えております。地域クラブへの移行にあたっては、学校がすべてを担うのではなく、クラブの運営団体や地域の支援、行政が連携しながら、必要に応じたフォロー体制を構築していきます。 具体的には、参加費負担の軽減や、移動や活動参加に不安を抱える子どもへのサポート体制を整えていきます。学校の関与を最小限にとどめつつ、地域全体で子どもを支える仕組みを作ることを目指していきます。	
29	指導者	ボランティアでは継続性がない。兼業兼職の謝金は市でなんとかしてほしい。	○			学校教育課 教育政策課	2026/3/31	地域クラブの指導者はボランティアを前提とせず、必要な謝礼を受け取りながら活動の継続性を高めることが必要と考えます。移行期間中の謝金については、国および県の動向を確認しながら、検討していきます。	
30	市としての理念	種目、場所、時間を子どもが選択できるが、選んだ責任は選んだ側にあること（自己責任）であることを市からしっかり保護者に説明してほしい。	○			学校支援室 スポーツ事業推進課 文化振興課	2026/3/31	市としては、クラブの仕組みや活動条件について丁寧に説明するとともに、選択の結果に伴う責任についても、保護者説明会や案内文書等を通じてしっかりと周知していきます。あわせて、安心して選択できるように情報提供や相談体制を整え、保護者が理解・納得したうえで活動を選べる環境づくりを進めていきます。	
31	市としての理念	地域移行について、全ての種目の保護者に保護者説明会を開いてほしい。	○			学校支援室 スポーツ事業推進課 文化振興課	2026/3/31	<2024/1> 学校からの要請に応じ、順次保護者説明会にて地域移行の説明を実施しています。 <2025/12> 要望のあった学校において、新入生説明会の場で地域移行に関する説明を実施しました。	

**令和7年度
第3回 部活動地域移行検討協議会
2026年2月4日（水）**

地域移行マネジメント支援の業務報告について

スポーツデータバンク株式会社

01 まつチャレサポートデスクの対応状況

● 各種フォーム対応状況

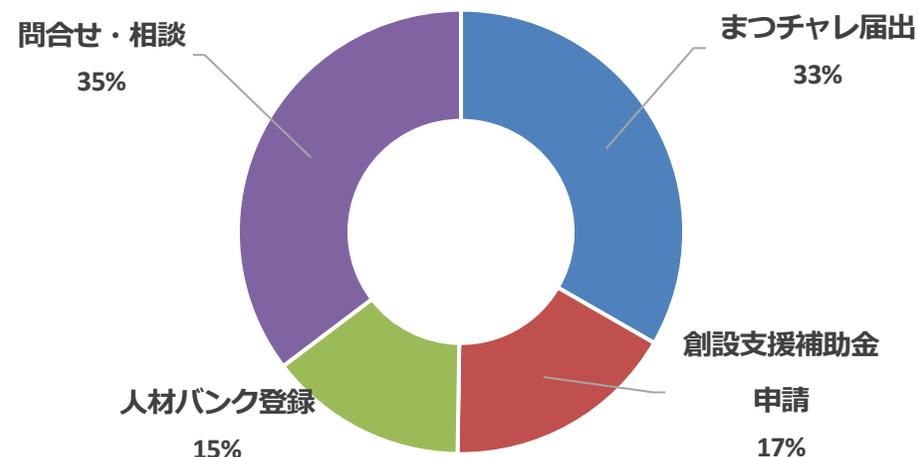
● サマリー

開始日	2024/09/30
集計日	2026/01/25
受付総数	201 (+21)

[受付内訳]

まつチャレ届出	67 (+5) スポーツ : 59 (+4) 文化・芸術 : 8 (+1)
松本市地域クラブ創設支援補助金申請	34 (+3)
人材バンク登録届出	29 (+4)
お問い合わせ・ご相談 ※初回フォームに限定	71 (+9)

各種フォーム受付内訳



人材バンク登録内訳

種目	人数	種目	人数
野球	2	ラグビー	1
卓球	1	洋裁	1
サッカー	2	書道	2
バレーボール	3	空手	1
マウンテンバイク	1	吹奏楽	2
バスケットボール	1	美術・工芸	1
テニス	1	陸上競技	1
バレーボール	3	合唱	1
剣道	1	映画制作	1
アカペラ	1	水泳	1

● 新入生向け紹介動画

松本市における 部活動の地域展開の進捗



松本市教育委員会

● その他作成物（別紙参照）

パンフレット



運営ハンドブック



目次

目次		目次	
01	はじめに	P2	05 指導者・スタッフの育成
02	運営体制とクラブ運営の基本	P3	06 リスクマネジメント
03	広報・PR活動	P8	07 会費の設定と運営費の確保
04	運営マニュアルの作成	P13	08 付録
			P14
			P21
			P26
			P30

02 国の動向について

● 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（令和7年12月）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本の方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - （1）趣旨
 - （2）想定される認定の効果
 - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等
 - （2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保
 - （4）活動場所への移動手段の確保
 - （5）生徒の安全・安心の確保
 - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等
 - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率
 - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

● 地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したもののみならず

※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

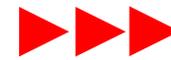
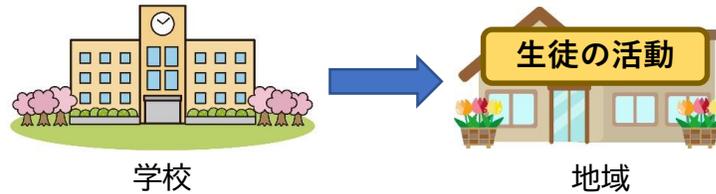
事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

地域移行から
地域展開へ

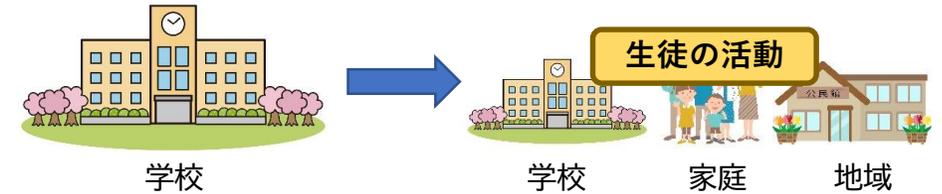
地域移行

学校から地域へ「移す」



地域展開

地域全体で「支える」、「広げる」



- ① 学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく ② 新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする

改革推進期間

改革実行期間

R5

R6

R7

【前期】R8～R10年度

【後期】R11～R13年度

- 原則すべての学校で、休日の部活動を地域で行うことを目指す
- 平日の部活動も、地域の実情に応じて段階的に移行
- 中間評価をもとに、さらに平日の地域展開を推進

地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい（+6年の猶予期間ではない）

○ 国がガイドラインに示す認定要件及び認定手続きに基づき、市区町村において認定を行う仕組み

<目的> 競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別、クラブの質の担保等を確保する

○ 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称

○ 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

<想定される認定のメリット>

- ① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

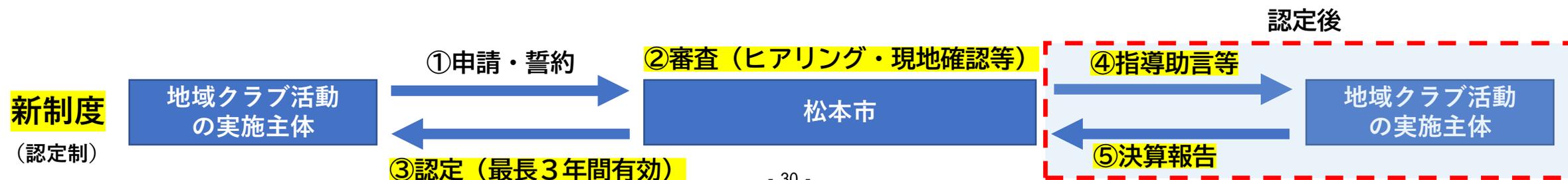
地域クラブ活
動の認定

R7.12
ガイドライン



認定地域クラブ活動とまつチャレの比較

No.	認定地域クラブ	まつチャレ	整合性
1	学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること	国・県のガイドラインに準拠した活動を行うこと	○
2	適切な活動時間や休養日が設定されていること		○
3	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること		△
4	適切な指導の実施体制が確保されていること		○
5	適切な安全確保の体制が確保されていること		○
6	適切な運営体制が確保されていること		○
7	学校等との連携が適切に行われていること		×



部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額（案） 57億円
 （前年度予算額） 37億円
 令和7年度補正予算額 82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
 - ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
 - ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
-
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
 - ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
 [指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等]
- ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
 [参加費・保険料]
- ③ 推進体制の整備等★
 [コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等]

〈補助割合〉：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2

（2）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、**実証事業を実施**。（定額補助：国10/10）

- 〈主な重点課題〉
- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
 - ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
 - ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
 - ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
 - ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保 等



（3）中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

[17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）]〈補助割合〉：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1）

（4）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

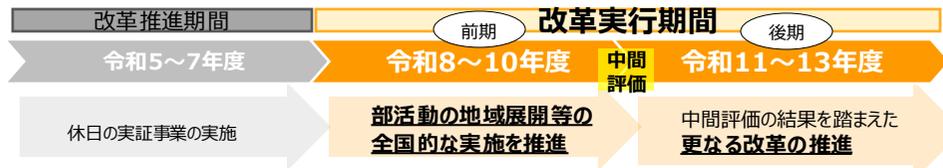
委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）★（一部）
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等



※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】

地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）**
 第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
 附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3

*2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツ、「文化芸術」には、障害者芸術、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。コミュニティスクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用

（担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官（芸術文化担当））

交付要綱、実施要領

i 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

※ 申請状況や審査結果等に伴い、予算の範囲内で決定する。

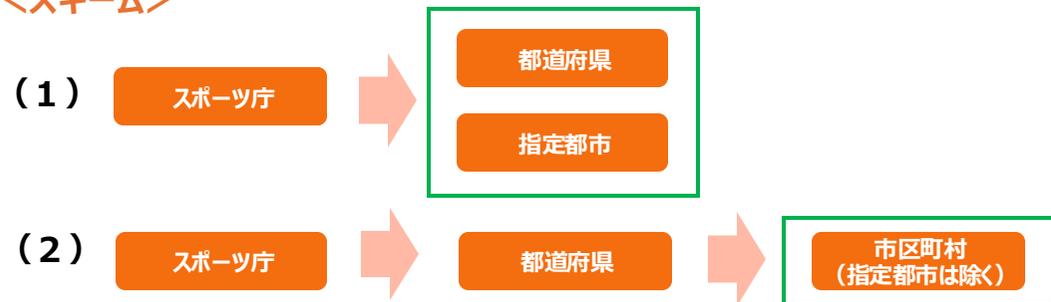
➢ 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費について補助（指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等）

<実施主体>

国は、次の事業について補助するものとする。

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業
(都道府県・指定都市が設置する中学校等の地域展開関係)
- (2) 市区町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
(市区町村が設置する中学校等の地域展開関係)

<スキーム>



<補助基準額・補助割合>

【補助基準額】

- 参加する生徒の数、配置する指導者の数及び活動回数に応じて、地域クラブ活動ごとに補助単価を設定。→補助単価は次頁
- ①補助単価と、②「休日の地域クラブ活動の実施に要した費用（補助対象経費に係るものに限る）」から「参加費等の収入」※を引いた額を比較し、いずれか少ない方の額を1地域クラブ活動当たりの補助基準額とする。

※ 「参加費等の収入」の考え方：参加した生徒数（人月）×参加費の月額 + 参加した生徒数（実人数）×保険料
平日の地域クラブ活動も含めて参加費等を徴収している場合は、休日相当分の参加費を対象とする。

【補助割合】

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業 国：1/3、都道府県・指定都市：2/3、
- (2) 市区町村が実施する事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

<補助対象経費>

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金） ※ 施設整備費は対象外

<補助要件>

- 都道府県・指定都市又は市区町村が認定した「認定地域クラブ活動」を対象とする。
(都道府県・指定都市・市区町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む)

i 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援（補助単価）

【補助単価（1クラブ活動当たり年額）】

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下は切り上げ）。

		月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
(1)	参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ：673千円 文化：691千円	スポーツ：550千円 文化：569千円	スポーツ：427千円 文化：446千円	スポーツ：305千円 文化：323千円
(2)	参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ：576千円 文化：596千円	スポーツ：475千円 文化：494千円	スポーツ：373千円 文化：393千円	スポーツ：272千円 文化：291千円
(3)	参加生徒数5人～12人で 指導者を1人配置	スポーツ：423千円 文化：443千円	スポーツ：356千円 文化：377千円	スポーツ：290千円 文化：311千円	スポーツ：224千円 文化：245千円

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※ 参加生徒数が27人以上の場合であっても、指導者が2人の場合には（2）の補助単価を、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。
参加生徒数が13人～26人の場合であっても、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。

※ 参加生徒数が5人未満の地域クラブ活動については、原則として補助対象外とするが、「①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合」、
「①のほか、当該補助事業を実施する必要があるとスポーツ庁長官、文化庁長官が認める場合」のいずれかに該当するものについては、補助対象とし、
（3）の補助単価を適用する。

※ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合で、指導者を1人配置とする場合は、市区町村の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

v 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

交付要綱、実施要領

※ 申請状況や審査結果等に伴い、予算の範囲内で決定する。

▶ 実施者において、経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒（以下「対象生徒」という。）の保護者に対し、地域クラブ活動の活動に必要な参加費及び保険料を支援するのに要する経費を補助

【「経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒」に該当する者】

- ① 生活保護世帯の生徒
- ② 住民税非課税世帯の生徒
- ③ ①②に準ずると認められる世帯の生徒（指定都市・市区町村※が、以下のいずれかに該当するものとして認定）
 - i 児童扶養手当の支給 ii 市町村民税の減免 iii 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予
 - iv 国民年金保険料の免除 v 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものなど、i～ivに準ずると認められるもの

※都道府県が設置する中学校等の地域展開を実施する場合において、「指定都市・市区町村」とあるのは「都道府県」と読み替える。

<実施主体>

国は、都道府県・指定都市・市区町村が実施する事業について補助するものとする。

<スキーム>



<補助基準額・補助割合>

都道府県、指定都市又は市区町村が、生徒1人当たり年額24,800円※を限度額とし、限度額の範囲内で対象生徒の保護者に対し参加費及び保険料の支援として支給した額の合計額の1/2以内の額（千円未満切捨て）とする。

※参加費：年額24,000円（月額2,000円×12か月）+ 保険料：年額800円

※年額24,000円を超える額を参加費として設定している場合は、最大で年額36,800円まで（参加費：月額3,000円）の範囲内で、「参加費の月額×12か月+800円」を限度額とする。

<補助対象経費> 経済的困窮世帯の生徒に係る地域クラブ活動の参加費及び保険料

<補助要件> 当該地域クラブ活動は、都道府県・指定都市又は市区町村が認定した「認定地域クラブ活動」であること（都道府県・指定都市・市区町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合を含む）

【参考：参加費のイメージ】

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。
- ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。
- 地方公共団体の判断によっては、参加費を徴収せず、参加費相当額を地方公共団体が負担し、全て公費負担で運営するということもあり得る。

令和8年度松本市立学校体育施設の開放に係る運用方法について

1 趣旨

部活動の地域展開を推進するため、令和8年度松本市立学校体育施設の開放事業に係る運用方法の見直し等を行うことについて報告するものです。

2 対応窓口

令和8年4月以降は、以下のとおり対応窓口を変更します。

学校教育課	使用登録・予約窓口全般（登録団体関係含む） スポーツ事業推進課が担当する屋外施設関係以外の施設全般
スポーツ事業推進課	屋外施設関係（消耗品、備品、グラウンド照明、修繕・営繕工事）

3 申請者の区分別使用方法について

(1) 通常使用について

学校体育施設を活動場所として定期的に使用する場合は「登録団体」、単発で使用する場合は「一般使用」として事前登録の上、予約システムからそれぞれの区分に応じた方法で各クラブが予約し使用します。

なお、令和7年度使用分から「登録団体」の認定要件について、まつもと子どもチャレンジクラブ（以下「まつチャレ」という。）届出団体であれば、一部の要件を満たしていなくても申請により「登録団体」とする見直しを行いました。

(2) 申請者の区分と使用料

区分	使用頻度	事前登録	使用可能校	施設使用料	設備使用料
登録団体	定期的	要	1校	減免	有料
一般使用※1	単発		全校	有料	
地区使用等※2	単発・定期的	不要	当該地域校	減免	減免
大会等※3			全校		

※1 同一団体が「登録団体」と「一般利用」の両方で登録することは可能

※2 地区（町会、町会公民館、地区PTA、地区子ども会、地区育成会、地区体協等）が社会教育その他公共のために使用する場合

※3 松本市または各種協会、連盟及び競技団体などの組織が、公益的な目的で行うスポーツ・文化芸術活動の大会、競技会、コンクール及びイベント等のうち松本市内の小中学校に在籍する児童・生徒が参加対象であること。（開催要項等の概要が分かるもので予約時に確認）

なお、松本市立中学校の部活動が参加する中学校体育連盟主催の大会等は、これまでどおり「学校使用」として各学校で予約可能とします。（申請書不要）

4 現在、部活動で使用している時間帯の取扱いについて

部活動で使用しなくなった時間帯は、各学校の学校運営に支障のない範囲で今後開放し、新たに開放した時間帯は、登録団体のうち、まつチャレ届出団体であるかに関わらず、主な活動主体が中学生の団体が優先的に予約できるものとします。(予約調整は、各校ごとに管理指導員が開催する学校開放運営委員会(以下「調整会議」という。)で実施)

なお、新たに開放する時間帯以外の取扱いは、小中学校共通で予約の優先順位はなく、これまでどおり各団体同様の条件下で調整会議において登録団体間の予約を調整します。

5 吹奏楽部を基盤とした地域クラブの取扱いについて

(1) 音楽室等校舎内の施設使用について

以下の理由により、来年度の吹奏楽部を基盤とした地域クラブの活動は、当該校の教職員が活動に立会い責任をもって管理できることを前提として、これまでの部活動同様に施設使用できることとします。

ア 地域クラブ活動は学校外の活動となるが、多くの楽器を大きな音で演奏すること及び楽器の保管場所や持ち運びなどを踏まえた場合、学校施設以外での活動が難しいこと。

イ 音楽室等の校舎内を開放するための実証実験を令和8年1月から旭町中学校で実施しているが、結果を検証し各学校で供用開始するまでには時間がかかること。

(実証実験の整備内容及び実施状況は、「別紙1」のとおり)

ウ 吹奏楽の地域クラブは、既存の吹奏楽部を基盤に保護者会が主体となり、各校の教職員が指導者等で引き続き携わっていく方向性であるため。

(2) 使用する楽器(以下「吹奏楽器」という。)の取扱いについて

以下の理由により、来年度の吹奏楽部を基盤とした地域クラブの活動においては、これまでの部活動同様に学校の吹奏楽器を使用できることとします。

ア 来年度末までに平日部活動が終了することから移行期間である令和8年度中は、部活動及び地域クラブ活動としての使用が混在すること。

イ 今後、吹奏楽部の活動が終了し、地域クラブとして活動することに伴い、学校活動では使用しない吹奏楽器の維持管理、修繕及び更新を学校が行うことが難しく、その取扱いについて方針を検討中のため。(現在、専門業者による中学校吹奏楽器の点検業務を実施中)

6 今後の運用方法見直しについて

(1) 本来は、令和7年12月22日に国から公表された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、市としての部活動地域展開の方針を検討した上で学校開放の運用方法の見直しを行うものですが、決定までに時間を要することから、当面の間の暫定措置として令和8年度の運用方法を定め、学校開放事業を実施します。

(2) 国のガイドラインに基づく検討の結果、学校施設の使用方法に変更が必要な場合は、再度、運用方法の見直しを図ります。

音楽室等校舎内貸出しに向けた実証実験状況（旭町中学校）

1 入口へのスマートロック導入



施錠時



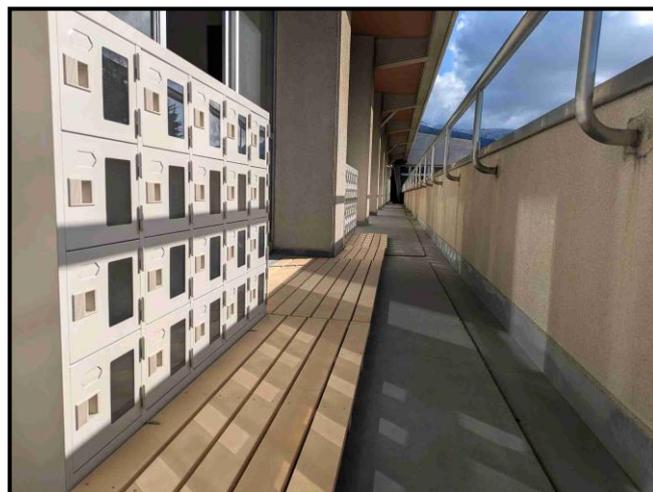
開錠時

2 校舎内の警備系統の分離



警備機器の新設

3 生徒出入口対応

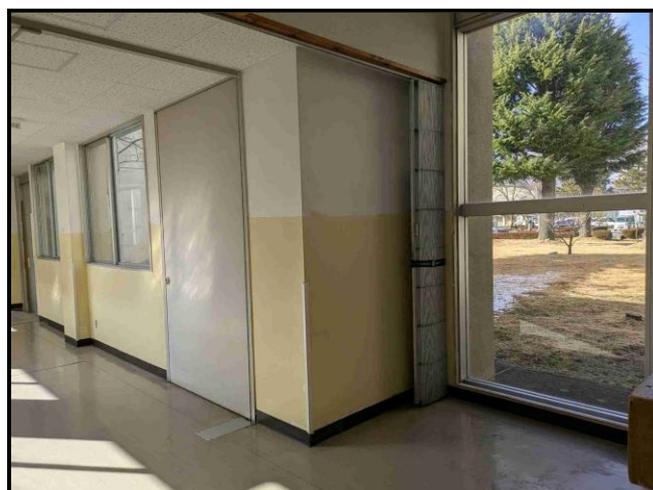


下駄箱・すのこの新設

4 校舎内間仕切り設置



設置時



収納時

地域移行検討協議会資料
8. 2. 4
教育政策課

令和7年度ICTを活用した地域クラブ活動（オンラインクラブ活動）
トライアル事業の結果について

1 趣旨

令和7年11月10日（月）から令和8年1月26日（月）までの3か月間にわたり、計8回実施した長野県教育委員会の「ICTを活用した地域クラブ活動（オンラインクラブ活動トライアル事業）」について、その成果及び結果を報告するものです。

2 経過

- R7. 9. 3 県教育委員会より、中山間地における指導者の人材不足等の課題解消を図るため、ICTを活用した取組みに関する実証を行う旨の通知を受理
11. 11. 11 これまで部活動にない種目として「ダンス」を選択し、ダンス経験者の多い四賀小学校に協力を依頼（クラブ名「shiga☆step」）
10. 10. 14 関係者会議を実施（教育委員会、近畿日本ツーリスト、学校、地域づくりセンター、放課後児童クラブ、コミュニティスクールコーディネーター）
参加対象や活動場所等を確認
28. 11. 28 オンラインダンスクラブ開催について、校務支援システム及びチラシにより四賀小学校、会田中学校へ周知
11. 11. 4 クラブ申込締切り（参加者6名）
10. 11. 10 活動開始（計8回）
- R8. 1. 26 活動終了

3 指導者

中澤 小百合 先生（白馬村・MHSヒップホップ・ダンス・スクール代表）

4 参加者

6名（小学6年生：3名、小学4年生：1名、小学3年生：1名、小学1年生：1名）

5 開催スケジュール

日付	時間	内容	活動場所	出席人数
11月10日（月）	16:15～17:30	第1回	四賀小学校多目的室	6
11月17日（月）	16:15～17:30	第2回	四賀小学校多目的室	6
12月1日（月）	16:15～17:30	第3回	四賀小学校多目的室	4
12月8日（月）	16:15～17:30	第4回	四賀小学校多目的室	6
12月15日（月）	16:15～17:30	第5回	四賀小学校多目的室	6
12月22日（月）	16:15～17:30	第6回	四賀小学校多目的室	3
1月19日（月）	16:15～17:30	第7回	四賀小学校多目的室	6
1月26日（月）	16:15～17:30	第8回	四賀小学校多目的室	6

6 担当者所管

- ・当初懸念されていたオンラインによる動作の遅延については、指導に支障のない範囲であった。
- ・遠隔指導という手法であっても、指導者の力量次第で信頼関係を築くことができ、満足感が得られることを、あらためて実感した。
- ・ダンス時のバックトラックについては、指導者宅でスピーカーから再生した音源をマイクで拾う形式をとったが、Zoomの機能により大音量が自動的に抑制されるため、場面によっては音量が小さく感じられることがあったが、設定変更で改善した。
- ・最終日は実際の指導者が来校して指導を行ったが、細かな動きの確認や一人ひとりに応じた個別指導については、対面指導が有利であると感じた。
- ・今回使用した多目的室は、現時点では、学校施設開放の対象外だったが、学校長の理解及び放課後児童クラブ、コミュニティスクールコーディネーター等の協力により、円滑に実施することができた。
- ・オンライン活動時においても、機器のセッティングや安全管理のため、見守り役となる人材の配置が必要である。
- ・今後、オンライン指導については、運営主体の在り方や活動場所の確保など、実運用面について検討していく必要がある。

7 参加者の感想

- ・短い間だったけど、先生とレッスンができてとても嬉しかったです。実際に会って、レッスンを受けてみたかったです。細かいところまで、しっかり教えてくれて、ありがとうございました。
- ・とても楽しくダンスができて嬉しかったです。機会があったら、また教わりたいです。
- ・毎回、先生に教えてもらえたから上手くなったと実感しています。ありがとうございました。
- ・上手にダンスを教えていただきありがとうございました。先生の教え方とても分かりやすいです。
- ・ステップを教えてくれてありがとう。
- ・わずかだったけど、ダンスが上手になりました。教えてくれてありがとうございました。

8 今後に向けて

今回は、比較的導入しやすいダンスの遠隔指導を実証事業として選択したが、今後はスポーツや文化活動(特に吹奏楽部等)の分野にも展開し、積極的にオンライン指導の可能性を模索していきたい。



Shiga☆stepのメンバーと指導者(最終日)



オンライン指導を受ける Shiga☆stepのメンバー